

富士市における建築基準法の規定の道路等の照合印制度について

【照合印制度とは】

道路に関する誤記など図面表記の齟齬を防止するため、関係課において下記のとおり道路等に関しての確認及び、照合印の押印を行っています。

事前に法令上の道路、用途地域、都市計画道路、下水道などに関する調査、協議、手続き等を行った上で図面を作成していただき、照合印については確認申請前に関係課にて申請図書の配置図へ押印を求めてください。

1. 道路に関する取扱い(建築指導課)

建築基準法条項		特定行政庁 (富士市) としての対応	備考
法第42条第1項	第1号 道路法道路 (幅員4m以上)	なし	要事前調査 富士市道の場合:ふじタウンマップ (タブ:基準点・認定路線マップ)参 照または建設総務課へ
	第2号 開発行為等道路	都市計画法施行規則 第60条適合証明 (原本添付)	市へ移管されていない過去の開発 行為の道路で、60条適合証明がな い場合は照合印(要事前調査)
	第3号 法施行前道路	照合印	要事前調査
	第4号 執行予定道路	照合印	〃
	第5号 位置指定道路	照合印	〃
法第42条第2項	2項狭あい道路	狭あい道路拡幅整備 協議済通知書 (写しの添付)	確認申請者と協議済通知書を受け た者が異なる場合等は照合印にて 対応
	2項狭あい道路後退(拡幅)済	照合印	要事前協議
	2項狭あい道路突き当たり敷地	狭あい道路拡幅整備 協議済通知書 (写しの添付)	確認申請者と協議済通知書を受け た者が異なる場合等は照合印にて 対応
法第43条第1項 ただし書許可	道路法以外の公が管理する道路 (農道、林道、河川管理道、港湾道 路)及び河川越し道路等	許可通知書 (写しの添付)	要事前協議
建築基準法法定外通路 (2項道路でない幅員4m未満の通路など)		照合印	〃

2. 用途地域境、都市計画道路等を明示した図面の照合(都市計画課)

3. 下水道処理区域内における公共下水道への接続の可否についての照合(下水道建設課)

以上の照合についてご協力をお願いいたします。